

議案第 6 1 号 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

【趣 旨】

令和 6 年 7 月 1 日付けで事務所の位置を変更することに伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 2 項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて協議する。

よって地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【根拠法令】

地方自治法第 2 8 6 条第 2 項、同法第 2 9 0 条

【内 容】

- ・ 第 4 条中「神戸市中央区下山手通 4 丁目 1 6 番 3 号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

兵庫県市町村職員退職手当組合の事務所の移転に伴い、事務所の位置を変更するもの。

【施行期日】

令和 6 年 7 月 1 日